

裏面の備忘録  
に記録しよう

## 6月のボーナスが0.025月分アップ(再任用は据え置き)

会計年度任用職員は、一定条件のもと期末手当が支給

### 組合のとりのくみの成果として、今年もボーナスUP!

民間のボーナスに相当する手当は、期末・勤勉手当と呼ばれ、人事評価では、この勤勉手当の成績率が評価によって変わることとなります。

組合のとりのくみの成果として、(ボーナスの)勤勉手当が0.05月引き上げられました。この半分の0.025月分が2020年6月分から引き上げられます。このため、「良好」(いわゆるB評価に対応する成績率)は、0.950月分となります。

時期(人数の上限)	特に優秀(5%)	優秀(25%)	良好(標準)	良好でない	不良
2020年6月	1.060月	1.005月	0.950月	0.895月	0.840月
2019年6月	1.035月	0.980月	0.925月	0.870月	0.815月
2018年6月	1.00月	0.95月	0.90月	0.85月	0.80月

### 会計年度任用職員に移行した嘱託さんには、一定条件のもと、期末手当が支給されます。

会計年度任用職員が一定の要件を満たした(任用期間が6か月以上、週あたりの勤務時間が15.5h以上で、基準日に在籍する)場合は、期末手当(1.30月分)が支給されます。額は、次の式で計算できます。

(給料月額+地域手当) × 1.3 × 在職期間率割合

なお在職期間率割合は、今年度から制度が始まったため、今年の6月は、0.3となりますが、12月や来年以降の6月(任用継続の場合)は、1.0として計算します。(大半の時間講師は、要件を満たさないため支給されないこととなります。)

### 再任用のボーナスは据え置き

再任用者のボーナスの引き上げはありませんでした。再任用者の待遇改善を強く求めていくことが必要です。

再任用は、2017年度12月から、人事評価に基づく支給となりました。しかし、成績区分は「優秀」と「良好」のみと単純化するとともに、各成績率区分間の刻みも小さくし、大きく差が開かないような運用となっています。

時期	優秀(30%)	良好
2020年度	0.460月	0.445月
2019年度	0.460月	0.445月
2018年度	0.435月	0.42月

### 一時金を「私の備忘録」に記録しよう

組合は、人事評価制度の実施にあたって、賃金への反映がみんなに公正公平に運用されるよう、いくつかの確認(合意)を県教委との間で交わしています。ただし、実際には管理職が評価者となるため、真に公正公平に運用されているかは、一人ひとりがチェックしていく以外に確認のしようがありません。「私の備忘録」はそのためのものです。(備忘録はHPからダウンロードできます。)

全滋賀教組 賃金速報 2020年6月

TEL 077-522-4965 FAX 077-522-4978